

# 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

## 第一　題名

題名を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改めるものとすること。

## 第二　総則

### 一　目的

この法律は、船舶油濁等損害が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁等損害の賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資することを目的とすること。

## 二　定義

- 1 この法律において「燃料油条約」とは、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいうものとすること。
- 2 この法律において「難破物除去条約」とは、二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約を

いうものとすること。

3 この法律において「燃料油等」とは、燃料油、潤滑油その他の船舶の航行のために用いられる油で政令で定めるものをいうものとすること。

4 この法律において「難破物」とは、海難により生じた次のいずれかに該当するものをいうものとすること。

- (1) 沈没し、若しくは乗り揚げた船舶又はその一部
- (2) 海上において船舶から失われた物で、沈没し、乗り揚げ、又は漂流しているもの
- (3) 沈没又は乗揚げのおそれがある船舶（必要な救助が行われていないものに限る。）

5 この法律において「船舶油濁等損害」とは、タンカー油濁損害、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害をいうものとすること。

6 この法律において「一般船舶等油濁損害」とは、次に掲げる損害又は費用をいい、タンカー油濁損害に該当するものを除くものとすること。

- (1) タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる我が国の領

域内又は排他的経済水域内における損害

(2) タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる燃料油条約

の締約国である外国の領域内又は燃料油条約第二条(a)(ii)に規定する水域内における損害

(3) (1)又は(2)に掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執

られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害

7 この法律において「難破物除去損害」とは、我が国の領域内若しくは排他的経済水域内又は難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定により通告を行つたものの領域内若しくは難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内における難破物の位置の特定等に要する費用の負担により生ずる損害をいい、タンカー油濁損害又は一般船舶等油濁損害に該当するものを除くものとすること。

8 この法律において「保険者等」とは、次に掲げる者をいうものとすること。

(1) この法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー所有者の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

(2) この法律で定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

(3) この法律で定める難破物除去損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

#### (第二条関係)

### 第三 一般船舶等油濁損害賠償責任及び責任の制限

一 一般船舶等油濁損害が生じたときは、船舶所有者等は、連帶してその損害を賠償する責任を負うものとすること。

(第三十九条第一項関係)

二 燃料油条約の規定により管轄権を有する外国裁判所が一般船舶等油濁損害の賠償の請求の訴えについてした確定判決は、その効力を有するものとすること。

(第三十九条第二項関係)

三 一般船舶等油濁損害の賠償の責任を負う船舶所有者等の責任の制限については、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の定めるところによるものとすること。

(第四十条関係)

### 第四 一般船舶等油濁損害賠償保障契約等

一 一般船舶等油濁損害賠償保障契約が締結されていなければ航海に従事してはならない船舶の範囲を拡大するものとすること。  
(第四十一条及び第四十二条関係)

二 一般船舶等油濁損害の被害者は、当該賠償責任を有する者と保障契約を締結する保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができるものとすること。  
(第四十三条関係)

三 一般船舶等油濁損害に關し、その他必要な規定を設けるものとすること。

## 第五 難破物除去損害賠償責任

一 難破物除去損害が生じたときは、船舶所有者は、その損害を賠償する責任を負うものとすること。

(第四十七条関係)

二 一の規定に基づく訴えは、難破物が我が国の領域内又は排他的經濟水域内において生じたときは、日本裁判所に提起することができるものとすること。  
(第四十八条関係)

## 第六 難破物除去損害賠償保障契約等

一 保障契約の締結強制

1 難破物除去損害賠償保障契約が締結されていなければ、タンカー又は一般船舶（いざれも総トン数

が三百トン以上のものに限る。以下「第一種特定船舶」という。)で日本国籍を有するものは、全ての航海に従事させはならないこととし、一般船舶(総トン数が百トン以上三百トン未満のものに限る。以下「第二種特定船舶」という。)で日本国籍を有するものは、国際航海に従事させはならないものとすること。

(第四十九条第一項関係)

2 難破物除去損害賠償保障契約が締結されていなければ、日本国籍を有しない第一種特定船舶及び第二種特定船舶は、本邦内の港に入港等してはならないものとすること。  
(第四十九条第二項関係)

二 難破物除去損害賠償保障契約は、難破物除去損害の賠償により船舶所有者に生ずる損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とするものとすること。  
(第五十条関係)

三 難破物除去損害の被害者は、当該賠償責任を有する者と保障契約を締結する保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができるものとすること。  
(第五十一条関係)

四 難破物除去損害に関し、その他必要な規定を設けるものとすること。

## 第七 雜則

一 國土交通大臣に保障契約情報を通報しなければならない特定船舶の範囲を、総トン数が三百トン以上

のタンカー又は総トン数が百トン以上の一般船舶とするものとすること。

(第五十八条関係)

二 國土交通大臣は、港湾法その他法令の規定により除去その他の措置が必要となつた難破物に係る難破物除去損害賠償保障契約に関し報告をさせ、又は当該契約が締結されていることを証する資料の提出を求めることができるものとすること。

(第五十九条第二項関係)

三 日本国籍を有するタンカー又は一般船舶の船長は、難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定による通告を行つたものの領域内等に難破物が生じた海難に遭遇したときは、船舶所有者の氏名等を、遅滞なく、当該外国に報告しなければならないものとすること。

(第六十一条関係)

四 國土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の者に対し、船舶油濁等損害の被害者の保護の充実及び国際約束の適確な実施の確保を図るため必要な指導、助言及び勧告をできるものとすること。

(第六十三条関係)

## 第八 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、燃料油条約及び難破物除去条約が日本国について効力を生ずる日か

ら施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について定めるものとすること。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとすること。

(附則第七条から第十五条まで関係)